

労災保険 特別加入のご案内

農業者の皆さん、あなたも労災保険に加入できます！
安定経営のために。ご家族のために。
国の労災保険に加入して、いざという時に備えましょう。

✔ 労災保険ってなに？

労働者が業務中や通勤途中に負傷したり、疾病にかかったりした場合などに、保険給付を行う制度で、労働者災害補償保険法に基づき、**国が運営する公的な制度**です。

療養・休業給付から遺族給付まで、手厚い補償が用意されています。

自営の農業者や農業法人の役員、そのご家族の方々は、労働者でないため通常は労災保険に加入することができませんが、**特別加入制度により国の労災保険に加入できます。**

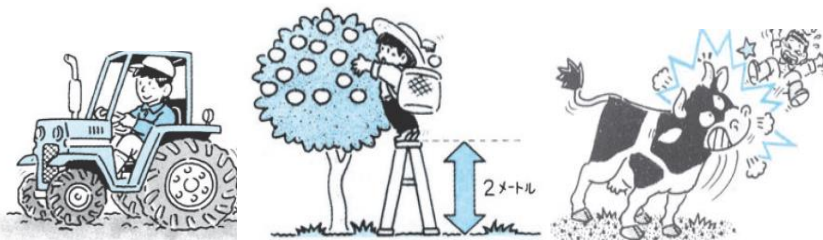
✔ こんな方は対象になります！

詳細は次ページをご覧ください。
何歳でも加入できます！

年齢制限なし！

① 特定農作業従事者の方

一定の規模の方で、特定農作業に従事する方。



② 指定農業機械作業従事者の方

規模に関わらず、指定機械を使用する方。
様々な農業機械が対象です！



✔ どんな給付があるの？

国の保険だからこそ、**重大な事故に備え、手厚い年金も用意されています。**

- ・ケガ等の治療費などの療養費 → **原則、全額無料**
- ・ケガ等で休業する際の休業期間の給付 → **給付基礎日額の80%**
- ・治療後に障害が残った場合の給付 → **一時金又は年金**
- ・お亡くなりになった場合の遺族への給付 → **一時金又は年金** など

ここに注目！

【給付の例】 農業者(夫)が特別加入し、給付基礎日額を1万円に設定しています(※1)。この農業者が被災した場合の給付事例は下表の通りです。この農業者には、生計維持している妻(55歳未満)と子一人(18歳年度末までの年齢)がいます。(※2)

(※1) この場合の労災保険料は、特定農作業従事者 32,850円/年、指定農業機械作業従事者 10,950円/年です。(※2) 扶養家族の人数や年齢は遺族年金の給付額に影響がありますが、医療費や休業補償・障害補償の給付には影響がありません。

業務中に	負傷したとき	医療費が 無料
	休業したとき	休業4日目以降、1日当たり 8,000円
	障害が残ったとき	第1級の場合、 年金313万円 + 一時金342万円
	亡くなられたとき	年金201万円 + 一時金300万円 + 葬祭料 615,000円





ご加入の手続きと費用

原則として、経営体ごとに取りまとめて頂き、お申込み下さい。
ご加入に必要な費用は、以下の3つです。登録料と年会費は、消費税不課税です。

初回登録料
2,000円/人



年会費
9,000円/経営体(※3)
及び 1,200円/人



労災保険料(※4)

(※3) 1経営体につき9,000円のお支払は、各経営体の加入代表者のみのご負担です。
(※4) 下表の中から、労災保険料のかけ方を選択できます。加入は月単位となります。
(例) 年度途中の10月ご加入の場合 年間保険料を月割りし、6か月分のお支払いです。
納付は一括です。

給付基礎日額	年間保険料	
	特定農作業従事者 0.9%	指定農業機械作業従事者 0.3%
25,000円	82,125円	27,375円
24,000円	78,840円	26,280円
22,000円	72,270円	24,090円
20,000円	65,700円	21,900円
18,000円	59,130円	19,710円
16,000円	52,560円	17,520円
14,000円	45,990円	15,330円
12,000円	39,420円	13,140円
10,000円	32,850円	10,950円
9,000円	29,565円	9,855円
8,000円	26,280円	8,760円
7,000円	22,995円	7,665円
6,000円	19,710円	6,570円
5,000円	16,425円	5,475円
4,000円	13,140円	4,380円
3,500円	11,493円	3,831円

・初加入時は、納入通知書(請求書)の到着後、諸費用をお振込み下さい。振込の確認後、労働局に特別加入申請をします。
・労働局の加入承認後、労災保険の効力が発生します。翌年度からは自動引落しです。

メリット

- ① 労災保険の特別加入は、いわば自動車保険の自賠責保険と同じです。
JA共済(任意保険)と**ダブル加入**で安心と利便性を確保!
- ② 会費や労災保険料は、経費や社会保険料控除の対象になります。

節税対策にご活用下さい



特定農作業従事者とは

年間の農業生産物総販売額が300万円以上
または、経営耕地面積2ha以上の規模の方で、
以下のいずれかの農作業に従事する方。

- ㊦ 動力により駆動する機械を使用する作業
- ① 2メートル以上の高所作業
- ② サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業
- ③ 農薬散布 ④ 牛・馬・豚に接触する作業



指定農業機械作業従事者とは

自営農業者(兼業農家含む)の方で、次のいずれかの指定機械を使用し農作業を行う方。

動力耕うん機その他の農業トラクター、動力溝堀機、
自走式田植え機、自走式スピードスプレーヤー、
自走式コンバイン、トラックその他の自走式運搬
機械、動力草刈機、コンベヤー、無人航空機 など



特別加入労災の補償の対象となる事故例

1 果樹園で自走式スピードスプレーヤーを使用し、農薬散布をしていたところ、張り出した果樹の枝が顔に当たり、思わず転落し骨折した。

2 出荷のために軽トラックに出荷物を積んで、直売所で販売を行い、農作業場に戻る途中で堤防から転落し大けがを負った。

3 勾配が40~45度位になっている段のある畑で、下の段から2メートル以上の場所で作業を行っているときに転落し、挫傷を負った。

アルバイト等の労働者を雇用する方は、労働者の労災保険にも加入する必要があります。

また、特定の農作業や指定農業機械を使用する作業以外の農作業中の事故は、特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の特別加入の給付対象外です。

申込窓口

関東中部特定農作業従事者会・関東中部指定農機従事者会